

経済安全保障推進法の事前審査の準備に関する留意点

経済安全保障推進法において、特定重要設備の供給者等に対する外部主体からの影響の有無が重要なポイントとなる。ただし、影響の有無を過度に恐れるあまり、経済活動を萎縮させてはならない。企業は政府が示す影響の可能性を考慮したリスク管理措置を確実に整備し、継続的に見直していくことが求められる。

2024年春より制度運用開始

2022年5月に、国会審議を経て成立した、いわゆる「経済安全保障推進法」¹⁾は、4つの柱で構成され、2番目の柱「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度」は、2024年春頃より制度運用が予定されている。政令・主務省令が確定される今秋以降、金融機関は具体的な対応に入ることになると思われる。本稿では、本稿執筆時点での公表資料²⁾を基に、その準備活動に関する留意点を考察したい。

事前審査という新たな枠組み

金融機関は、これまで限定的な対応に留まっていた「我が国の外部から基幹インフラ役務の安定的な提供を妨害する行為」を新たなリスクとした対応が求められる。金融庁が特定社会基盤事業者として指名した金融機関は、特定重要設備として指定される情報システムの導入、および重要維持管理委託をする場合、その計画書（導入等計画書）を事前に金融庁へ提出し、金融庁による審査を受ける必要がある。

事前審査の結果によっては、情報システムの導入プロジェクトや重要維持管理の委託内容の見直し、場合によっては、中止の勧告もある。金融機関が勧告に応諾しない場合は、計画の見直しや中止を命令される。事前審査を行っている期間は、導入プロジェクトや維持管理委託は開始してはならず、審査完了を待たなければならない。基本指針では、審査期間は30日とされているが、慎重な審査が必要な場合には、延長もあり得るとさ

れており、導入プロジェクトや維持管理委託開始のスケジュールは、この審査期間を考慮する必要がある。

予見性の確保

情報システムの導入プロジェクトや維持管理委託に対して、見直しや中止の勧告を受けた場合、その影響は計り知れない。当然、金融機関としては、金融庁から勧告を受けたくないような導入プロジェクト計画、維持管理委託計画を立てるために、あらかじめ、審査の基準や合格ラインを理解する必要がある。この点、昨年の国会審議でも、「民間の予見性を高める必要がある」等の指摘があり、4月に公表された基本指針や有識者会議検討状況資料においても予見性への配慮が見られる。

基本指針には、「審査にあたっての考慮要素」として、①「外部にある主体から強い影響を受けているかどうか」、②「リスクに関する評価を自ら行い、リスク管理措置を講じているかどうか」、③「構成設備に脆弱性が指摘された例、維持管理に対して不適切性が指摘された例、国内法令や国際的基準で不適切性が指摘された例がないか」、④「その他、同盟国・同志国に指摘された例がないか」の4つの要素が挙げられている。これらは、実質的には審査方法と理解できよう。

加えて、②に関して、基本指針では9つのリスク管理措置が例示されており、有識者会議検討状況資料では、9つのリスク管理措置を分解・具体化した28のリスク管理措置の具体例と、リスク管理措置の届出様式案として、チェックボックス形式の様式が示されている。これは、実質的には、リスク管理措置の現時点での合格ラインと捉えられる。

NOTE

- 1) 正式名称は、「経済施策を、一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」。
- 2) 4月28日に閣議決定された「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」(本稿では、基本指針) および、6月12日有識者会議資料「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の運用開始に向けた検討状況について」(本稿では、有識者会議検討状況資料)。
- 3) 野村総合研究所は秋頃に、経済安全保障関連のテーマで、「金融ITフォーカス」特別号の発行を予定している。

9つのリスク管理措置を大別すると、「特定重要設備の導入に係るリスク管理措置」「重要維持管理等の委託に係るリスク管理措置」「管理体制の確認のために必要なリスク管理措置」と多岐にわたるが、それらが28の具体例で示されているため、金融機関が検討するには、十分な内容となっている。また、③、④についても、過去の指摘例から、構成設備や供給者・委託先をチェックすればよいので、予見性は高い。

事前審査準備に関する留意点

審査にあたって考慮すべき要素のうち、②から④までは予見性が高く、金融機関は事前に確認することが可能である。しかし、①については、実際に供給者、委託先に問い合わせる以外の方法はなく、実質的には、「強い影響を受けていない」ことを確認することができない。また、仮に「強い影響を受けていない」と確認できたとしても、将来的に強い影響を受けないかどうかを保証するものではないという課題がある。

したがって、こうした不透明な状況のなかで金融機関として対応できることは、予見性の高いリスク管理措置に注力する他はない。リスク管理措置の大枠は前述の通りだが、供給者、維持管理委託先が外部にある主体から強い影響を受ける可能性を前提に再整理すると、「製造工程と維持管理の中で、不正な変更を検知できるか」「実際の妨害行為を受けた時、それを検知し対応できる冗長性を確保しているか」「強い影響を受けているかどうかを確認する情報を入手できるか」といったリスク管理措置の構成が考えられる。

これは外部にある主体から強い影響を受けていること

が明らかな供給者、維持管理委託先は別として、不明の場合は、それを許容したうえで、役務の安定的な提供を妨害する行為が行われないようにリスク管理措置を整備するという方法である。なお、強い影響を受けているかどうかを確認する情報の入手については、現状の供給者や維持管理委託先に対し継続的に情報提供を求める必要がある。

事前審査の実効性

事前審査は、勧告や中止に眼目があるのではなく、政府、および特定社会基盤事業者自らが外部から妨害行為の可能性について、最新の情報を収集し、官民で共有する点に意義があると捉えるべきだろう。金融機関としては、「外部にある主体から強い影響を受けているかどうか」を過度に意識して、経済活動を萎縮させることなく、まずは、リスク管理措置の確実な整備と継続的な見直しに注力することが望ましい。また、特定社会基盤事業者に指定されない金融機関であっても、事前審査されないからと安心することなく、リスク管理措置を再点検する必要がある。基本指針では、「中小規模の事業者も含めたあらゆる事業者が重要な役割を果たしている」として、対象外の金融機関にも、適切な情報提供を行うことも併せて明記されている³⁾。

Writer's Profile



堤 順 Jun Tsutsumi

金融リスク管理部長
専門は金融向けGRC
focus@nri.co.jp